

静岡県告示第468号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき告示する。

平成29年5月26日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
一般社団法人 真寿	島田市稲荷4丁目4番48号	放課後等デイサービス いろどり	島田市稲荷4丁目4番48号	平成29年 5月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
一般社団法人 希望	駿東郡長泉町中土狩886番2号	たんぼぼクラブ南教室	駿東郡長泉町本宿455番9号	平成29年 5月1日	放課後等デイサービス	特定なし
株式会社伊豆の郷	三島市芝本町6番24号	児童デイSES沼津するが校	沼津市添地町183 フロンティア沼津ビル2F	平成29年 5月1日	放課後等デイサービス	特定なし
FLAT8株式会社	静岡市駿河区小鹿830番地	ハッピーテラス焼津教室	焼津市西小川1丁目11-6 マイボックス1階1号	平成29年 5月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外